

生徒心得

日常生活における基本的態度について

集団社会の一員として、個人および集団社会の維持と責任ある態度を心がけ、すべての人間関係において、協調と適切な礼儀を重んじ、粗野な言動や暴力は厳にこれをつつしまなければならない。

【1】規 律

- (1) 人に迷惑をかけない。
- (2) 人の嫌がることを言ったり、強要してはならない。特に SNS などの活用方法については注意すること。
- (3) 禁止区域へは立ち入らない。屋上へは指示のある場合のほかは出てはならない。
- (4) 機械器具の無断使用や無断持ち出しをしてはならない。
- (5) 授業の開始、終了時には、起立のうえ誠意ある礼を交わす。
- (6) 授業中は私語を慎み、節度を持って授業に取り組むこと。
- (7) 携帯電話等の授業中の使用を禁止する。
- (8) 考査の際は出席番号順に着席し、荷物等は、特に指示ある場合を除いて椅子の下に置く。不正行為は絶対にしてはならない。
- (9) 所持品には可能な限り記名し、紛失、拾得はただちに生徒指導室へ届け出る。
- (10) 金銭や物品の貸借はみだりにせず、貴重品の管理は原則、各自でおこなうこと。
- (11) 登校日以外の登校については、担当職員の指示に従うこと。
- (12) 次の事項については、関係各所への承認を得ること。
 - ① 掲示、放送、ビラの貼付・散布・配布等。
 - ② 新聞、雑誌の発行。
 - ③ 集会。
 - ④ 募金、物品の販売。
 - ⑤ 対外試合、他校会合への出席。
 - ⑥ 外来者との面接等。

【2】服装・頭髪等

- (1) 服装は端正で清潔なものを着用する。(制服の加工などが発覚した場合、預かり指導および制服の買いなおしとなる場合がある)
 - 服装は、時期に応じた学校指定の学生服を着用すること。
 - 実習、体育には、所定の作業服や体操服を着用すること。
- (2) カバンは特に指定はしないが必要に応じたカバンを使用すること。
- (3) 靴はスニーカーまたは革靴とし、サンダルやスリッパなどは禁止とする。また校舎内では所定の上履きに履き替え、体育館では所定の体育館シューズを使用すること。
- (4) 特別な事情により、所定の服装を守れない場合は、学級担任および生徒指導部に届け出ること。
- (5) 頭髪は常に清潔にし、パーマ・染色・脱色・エクステンション等の着色および加工は禁止する。
- (6) ピアスやネックレス等の装飾品や過度な化粧は禁止とする。また、喫煙目的以外であっても、ライター等の所持は認めない。その他の危険物についても持ち込みを禁止とする。